平成２９年（フ）第１２４１号
大阪市天王寺区生玉寺町１番32号　グレイス生玉寺２Ｂ号
債務者　坂口　拓男
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５２号
大阪府茨木市三島丘２－２　１号棟　710号室　川邉強方、住民票上の住所大阪府茨木市三島丘２丁目30番５－909号
債務者　小野貴久代
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５６号
大阪市平野区瓜破東１丁目６番５－1111号
債務者　山崎　政江
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６１号
大阪府茨木市上泉町６番17号グリーンハイム202号
債務者　内田　加代（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６５号
大阪市西成区玉出東２丁目14番31号　クレスト塚西　204号
債務者　岡本　秀行
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６６号
大阪市西成区玉出東２丁目14番31号　クレスト塚西　204号
債務者　岡本　智子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２号
山形市上町３丁目13番６号
債務者　中川　知美
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０１９号
東京都新宿区河田町５－６－103
債務者　別宮　康太
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０２５号
東京都板橋区大谷口北町43－８－305
債務者　行燈　勝宏
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０７７号
東京都目黒区中町２丁目41－５－202
債務者　蛇田　三雄
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０８０号
東京都豊島区目白５丁目18－18－102
債務者　後藤　英雄
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０８５号
東京都国分寺市本多３丁目14－13　有限会社エヌ・ピー・エス
債務者　森川　健一
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０８７号
東京都江東区南砂５丁目24－12－401
債務者　上妻　雅雄
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０８９号
東京都墨田区立花６丁目８－２－502
債務者　田崎　省悟
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０９１号
東京都練馬区練馬２丁目29－42－503
債務者　鈴見三代子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０９５号
東京都三鷹市上連雀２丁目２－11－201
債務者　上村　貴大
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部